

令和 6 年 度 第 1 1 回議事録

井原市農業委員会

令和 7 年 2 月 5 日（水）

1 招集日時 令和7年2月5日(水) 午前10時00分

2 開会日時 令和7年2月5日(水) 午前10時00分

3 閉会日時 令和7年2月5日(水) 午前10時45分

4 会議の場所 井原市役所 4階 大会議室

5 出席、欠席、遅参、又は中途退場した委員

議席 番号	氏 名	出欠等の別	議席 番号	氏 名	出欠等の別
1	西 田 日出子	出 席	9	澤 木 功	出 席
2	池 田 寛 子	〃	10	佐 能 直 樹	〃
3	黒 木 保 弘	〃	11	斎 藤 俊 二	〃
4	川 上 哲 雄	〃	12	川 上 茂	〃
5	竹 口 鉄 郎	〃	13	簗 戸 利 昭	〃
6	森 本 敏 晴	〃	14	佐 藤 千恵子	〃
7	川 上 巧	〃	15	森 永 忠 義	〃
8	山 岡 宏 子	〃	16	上 野 博 幸	〃

6 出席、欠席、遅参、又は中途退場した農地利用最適化推進委員

担当 区域	氏 名	出欠等の別	担当 区域	氏 名	出欠等の別
1	岡 田 光 雄	出 席	4	織 田 一 郎	出 席
1	佐 藤 尚 孝	〃	4	妹 尾 利 文	〃
2	森 岡 知 義	〃	5	西 田 睦 夫	〃
3	植 田 隆 志	〃	5	三 宅 英 夫	〃
3	田 中 昭 和	〃	5	吉 實 績	〃

7 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
理 事	岡 本 健 治	主任主事	高 村 亮
局 長	馬 越 敏 晴	主 事	端 本 春 輝
次 長	吉 山 慎 一	主 事	吉 田 真 一
主任主事	河 合 健 祐		

	氏 名		氏 名
傍 聴 人			

8 提出議案

議 案 番 号	議 題
議案第 32 号	農地法第 3 条許可申請について
議案第 33 号	農地法第 4 条・第 5 条許可申請について
議案第 34 号	農用地利用集積計画の同意について

9 結果

議 案 番 号	議 題	採決結果
議案第 32 号	農地法第 3 条許可申請について	許可
議案第 33 号	農地法第 4 条・第 5 条許可申請について	許可
議案第 34 号	農用地利用集積計画の同意について	同意

10 議事録署名委員の番号、氏名

井原市農業委員会会長	15番	森 永 忠 義
井原市農業委員会委員	9番	澤 木 功
井原市農業委員会委員	10番	佐 能 直 樹

11 議事経過の概要

次のとおり

第 1 1 回 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

令和 7 年 2 月 5 日 午前 10 時 00 分、会長が第 11 回農業委員会の開会を宣言した。

会 長 皆様おはようございます。1 月に行く、2 月は逃げる、3 月は去ると言いますが、年を取りますと逃げるスピードが一段と増しております。今日も本当に寒いですが、数年に一度の強烈な寒波がやってきてドカ雪が降り、あちらこちらで被害が続出しているような状況でございます。

そういった中で、諸物価の値上がりが天井知らずで続いております。1 月 31 日の新聞に農林水産省は政府の備蓄米を放出する際の決まりを見直すという内容が出ておりました。これまでは大凶作に限って備蓄米を放出しておりましたが、急激な値上がりの場合も放出できるようにするというところでございます。放出した分を 1 年以内に買い戻して備蓄をするようです。昨年の作況指数を見ましても、岡山県でも 100 を超えていますし、全国でも 100 を超えている都道府県も多く、2023 年に比較して 2024 年は 18 万トンほど増えて、量的にも十分に足りるのではないかと感じていましたが、なぜこのような状況になっているのか理解に苦しみます。しかしながら、この改革により、非常時には備蓄米を放出して、迅速に対応できれば消費者の皆さんも安心するのではないかと思います。ここで皆様に聞いてみたいと思いますが、備蓄米はどこに保管していると思いますか。私が調べたところ、玉島市の宇野港にある民間倉庫に保管してあるということです。この倉庫には 2023 年産米が保管してあり満杯だそうで、2024 年産米は入れるところがないので、香川県に入れているということです。このような状況にも関わらず米が不足しているということで、私のところにも余っていないかと、いまだに電話がかかってきます。なぜ米が不足しているのかは考えても分かりません。

まだまだ寒い日が続きます。皆様も体調には十分に注意しましょう。また、路面が凍結することもありますので、車の運転にも気を付けましょう。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名委員に、9 番席の澤木功委員、10 番席の佐能直樹委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。本日は、農業委員、推進委員とも全員出席でございます。本日の付議事項といたしまして、議案第 32 号農地法第 3 条許可申請について、議案 33 号農地法第 4 条・第 5 条許可申請について、議案第 34 号農用地利用集積計画の同意について、それぞれ順次上程いたします。審議の程よろしくお願いします。

それでは、議案第 32 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第 32 号農地法第 3 条許可申請は 4 件で、全て所有権の移転に関するものです。1 番について説明します。

1 番の譲受人●●●●の件について朗読説明。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地は●●町の●●●●の東側で、譲受人の自宅の隣にあります。現状、自家消費の野菜の栽培は十分にできると思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 この件についての質問を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。新しく農業を始められるということで、世帯員が2名となっておりますが、年齢を教えてください。

事 務 局 譲受人が37歳、同じ世帯の母親が70歳です。

会 長 その他、質問はありませんか。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、2番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2番の譲受人の●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地は●●●●から西の奥へ200mほど進んだ場所にあります。先日譲受人に話を伺いました。譲渡人は●●市にお住まいで、昨年お父さんがお亡くなりになり、もう●●町に住まないで近所の譲受人に声を

掛けたということでした。譲受人は野菜を作りたいということで、問題はないと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、3 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3 番の譲受人の●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。2 月 1 日に譲受人にお話を伺い、現地調査を行いました。譲受人の自宅は●●●●から 500m ほど●●地区に行ったところにあります。畑は自宅周辺、田は●●池の上手に位置しています。おおまかに言うと●●●●から 1km 圏内に農地が存在しているといった状況です。譲受人は 3 年間ほど井原市の●●●●で活動されておりましたが、今年の 1 月に任期を終えられ、これからは自分で農業をしながら、移住者支援のようなことをやっていきたいということです。農地の管理に関しましては、ご家族に手伝ってもらい、農機具もトラクターやコンバイン等の大体のものは持っておられるそうです。譲渡人は以前から●●市にお住まいで、●●町に帰ってくる予定もないそうです。譲受人と譲渡人は地元の方の紹介で知り合ったということで、農地と山林と家を合わせて取得するということです。

それから農地の現地確認についてですが、10 筆ありそれぞれ状況が異なりますので、順番に説明させていただきます。1652-1 は自宅隣地で果樹が植えられており、自宅の道向かいの 1791-1 と 1800-1 は耕作放棄地になっていますが、果樹を植えて管理していきたいということでした。1859-3 と 1859-10 の畑は自

宅から南側の高台に上がったところで、周辺は耕作放棄地でしたが、該当の農地は柿が植えられておりました。1930-2 と 1934 の田んぼは十分に管理されており、今まで別の方が耕作をされていたということでした。最後に、2243、2249、2250 については、水回りが良くなく耕作放棄地となっておりますが、草刈りをして果樹を植えたいということでした。以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 この件についての質問を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。まず 1 点目は譲受人が●●●●をしていたということですが、どの地域でされていたのですか。2 点目は他の方が耕作をされていたとありましたが、利用権設定をされていた方は了解されているのでしょうか。3 条申請ということで、利用権設定がされていたらいけないと思いますが、教えてください。

委 員 無しの声あり

事 務 局 1 点目の●●●●についてですが、おそらく以前は●●地区でされていたと思いますが、この 1 月までどこで活動されていたのかについては、詳細が分かるものを持ち合わせておりませんので、担当課に確認するため一旦保留にさせていただきます。2 点目の利用権設定についてですが、3 条申請の前に全て合意解約がされております。

事 務 局 ●●委員より質問のありました●●●●の件についてですが、担当課に確認したところ特定の地区で活動していたということではなく、●●●●という団体が受け皿となり、農業に絡めたスローライフや移住者支援という内容で活動されていたそうです。

●●委員 分かりました。

会 長 その他、質問はありませんか。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、4 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 4 番の譲受人の●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ● 番席の●●です。2 月 2 日に譲渡人の奥様にお話を聞きました。譲渡人は 80 歳を過ぎて、現在病氣療養中であり、息子である譲受人に生前贈与をするということでした。問題はないと思われます。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

会 長 続きまして、議案第 33 号農地法第 4 条・第 5 条許可申請についてを議題とします。1 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第 33 号第 4 条許可申請が 1 件、第 5 条許可申請は所有権の移転に関するものが 2 件、賃貸借権設定に関するものが 1 件です。それでは、1 番について説明いたします。

1 番の第 5 条の借受人●●●●について朗読説明。

転用理由は、借受人は電気業・土木業等を営む会社で、申請地周辺における送

電線路の建替工事に伴い、資材置場が必要なため、申請地を借り受け、露天資材置場を整備するものです。なお、転用面積が3,000平方メートル以上のため、県諮問案件となります。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。1月27日に会長、●●委員、事務局2名と私の5名で現地確認を行いました。申請地の場所は、●●●●の●●の北にあります。周りには水路もありますので、この転用による周辺農地への影響はないと考えられます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございました。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。2月3日に譲渡人が代表を務める会社の方に話を聞き、どの程度土を入れるのかとお聞きしたところ、道の高さまでかさ上げをすることでした。雨水は既存の水路へ排水されるということで、特に問題はないかと思われま。

会 長 ありがとうございました。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは転用面積が3,000平方メートル以上のため、許可意見として岡山県農業会議に諮問することとし、許可を適当とする答申があった場合は、許可処分を行うこととしてよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可処分と決定いたします。
続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2番の第4条の申請人●●●●について朗読説明。

転用理由は、申請人は現在実家で暮らしているが手狭になったため、実家から近い申請地および隣接する宅地に美術教室兼自己用住宅を建築し、転居するものです。なお、本件に関しては、既に着工していたことから、始末書が提出されています。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地の場所は、●●●●の車庫がある方の通りを北に入り、旧道沿いを東へ150mほど行ったところにあります。現在、工事をされているのですが、一部が農地と被っているため、始末書が出ているということでした。工事関係者との連絡が上手くいっていなかったと思われます。転用自体に問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。2月2日に申請人にお会いして話を聞きました。工務店に工事を任せていたところ、一部が畑へ越境してしまっており、すみませんでしたということでした。周辺農地への影響はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可と決定いたします。
続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3番の第5条の譲受人●●●●、●●●●について朗読説明。

転用理由は、譲受人は現在アパートで暮らしているが、子どもが生まれて手狭になったため、申請地を譲り受けて自己用住宅を建築し、転居するものです。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地の場所は、●●線沿いにあり、周辺は宅地化が進んでおります。公共下水道も通り排水環境も整っているため、特に問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。場所は先ほどの説明にもあったように、●●線を●●●●から約 700m 北へ進んだところにあります。昨年 10 月にも申請地北側の土地の転用申請があり、ご審議いただいたところです。付近は住宅化が進んでいる地域でございまして、公共下水道も通っていますので、周りの田んぼに与える影響はないと思います。転用について問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可と決定いたします。
続きまして、4 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 4 番の第 5 条の譲受人●●●●について朗読説明。
転用理由は、譲受人は建設会社の代表を務める者で、事業用の既存の露天資材置場が手狭になったため、その隣地である申請地を譲り受けて露天資材置場

を整備するものです。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。場所は、●●線を北へ進むと●●町の●●にガソリンスタンドがあると思いますが、さらに 40m ほど進むと交差点があり、その先に●●●●というバス停がありまして、そこから 5m から 6m 上がったところです。既存の水路もあり排水の問題ありませんので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。場所は先ほどの当番委員さんの説明のとおりです。申請地の北側には既存の資材置き場があります。申請地は現在荒れており、譲渡人のお父さんが高齢により耕作できなくなった後は作付けされていないということです。周辺には耕作地もございませんので、問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

次の案件は、私の自己に関する事項になりますので、議事進行は会長職務代理に引き継ぎます。続きまして、

会長代理 続きまして、議案第 34 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題いたします。

この案件は、●番席の●●委員と●番席の●●会長の自己に関する事項にな

りますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入席していただきます。

では、退席願います。

(●●委員、●●会長 退席)

会長代理 事務局から説明願います。

事務局 令和 7 年 2 月 12 日の公告予定の農用地利用集積計画（案）です。計画一覧表のとおりです。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長代理 この件についての質問を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。番号●の●●●●は●●町の法人のようですが、何かつながりがあってこちらに来られるのか、利便性が良いので来られるのかをお伺いできればと思います。

事務局 この法人については、井原市で既に 22,911 m²を耕作されている法人で、耕作地の場所については詳細な持ち合わせがありませんが、今回利用権を設定する●●については●●町から概ね 30 分程度の範囲ですので、利便性が良いかというのと何とも言えませんが、十分に耕作できる距離かと思います。

●●委員 分かりました。

会長代理 そのほかに質問はありますか。

委 員 無しの声あり

会長代理 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会長代理 それでは同意と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会長代理 異議なしと認め、同意と決定しました。
では、退席された委員に入席していただきます。

(●●委員、●●会長 入席)

会長代理 会長が戻られましたので、議事進行は会長に引き継ぎます。

会 長 以上をもちまして、本日提案されました3件の議案はすべて終了いたしました。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもって本会議を終了いたします。

本会議終了 午前10時45分